

各国の未活用労働指標の状況

ILO決議	日本	韓国	アメリカ <sup>※1</sup>	EU <sup>※3</sup>
LU1	未活用労働指標 1 (新たな失業率)	失業率	U3 (公式の失業率)	失業率 <sup>※4</sup>
LU2	未活用労働指標 2 (追加就業希望就業者を 加えた率)	雇傭補助指標 1	—	不完全雇用パートタイム 労働者を加えた率
LU3	未活用労働指標 3 (潜在労働力人口を加えた率)	雇傭補助指標 2	( U5 <sup>※2</sup> (縁辺労働者を 含む指標) )	追加的な潜在労働力人口 を加えた率
LU4	未活用労働指標 4 (追加就業希望就業者と 潜在労働力人口を加えた率)	雇傭補助指標 3	( U6 <sup>※2</sup> (縁辺労働者・経済的な 理由による短時間 労働者を含む指標) )	不完全雇用パートタイム 労働者と追加的な潜在労働 力人口を加えた率

平成 29 年 2 月現在で統計局が把握している情報に基づき作成

※1 アメリカは、U1～U6の指標を公表している。上の表に掲載していない指標は以下のとおり：

U1：失業期間が 15 週以上の失業者を対象とした率

U2：失職者（自発的な離職でない者）及び一時的な雇用契約を満了して離職した者を対象とした率

U4：失業者に、求職意欲喪失者を加えた率

※2 アメリカの指標U5・U6の構成要素である縁辺労働者には、「仕事を探しているがすぐに就くことができない者」を含んでおらず、ILO 決議の潜在労働力人口の一部となっている。

※3 Eurostat のホームページ上でLU指標の構成要素を公開し、LU指標を算出可能にしている。

※4 EUの失業率は、ILO 決議に定めるオプション要件（2 週間以内に就業可能な者）を適用した率となっている。

(出典) 韓国：2015 年度に統計局が実施した海外照会結果の回答 アメリカ：<https://www.bls.gov/news.release/empst.htm>

EU：[http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Underemployment\\_and\\_potential\\_additional\\_labour\\_force\\_statistics](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Underemployment_and_potential_additional_labour_force_statistics)